

道産品輸出用シンボルマークについて

H22. 6. 4

1 目的・概要

- ・海外市場では、認知度が高い「北海道」を活用し、「道産品群」として商品を束ねて情報発信することが効果的。
- ・また、海外市場においては、近年、道産品とまぎらわしい商品も出回っていることなどから、道産品にマークを表示することにより、本物の道産品と他の商品との差別化を図る。



- ・本年3月に、中国、香港及び台湾に対し、「道産品輸出用シンボルマーク」の商標登録を出願。
- ・この度、全ての出願国・地域で出願が受理されたため、今後は関係機関や道内食品輸出企業等に対して周知を行うとともに、上海万博を活用するなど幅広くPRを行い、海外における道産品の発信力の向上や北海道ブランドの保護につなげていく。

2 商標出願国 中国、香港、台湾（食品分野）

3 商標権者 北海道

4 協議機関 北海道ブランド発信戦略協議会（18団体）

〔構成機関〕

北海道経済産業局、北海道開発局、札幌市、札幌市立大学、北海道経済連合会、
（社）北海道商工会議所連合会、北海道商工会連合会、札幌商工会議所、
日本貿易振興機構北海道貿易情報センター、（社）北海道貿易物産振興会、
北海道国際ビジネスセンター、ホクレン農業協同組合連合会、北海道漁業協同組合連合会、
（社）北海道消費者協会、北洋銀行、北海道銀行、北海道立工業試験場、北海道

5 デザイン 上記協議会デザイン部会（札幌市立大学）

札幌市立大学の原田学長をはじめとする7名の教官がチームを組んで、シンボルマークのデザイン開発に取り組んでいただいた。

6 使用管理 平成20年9月、官民で立ち上げた「北海道国際ビジネスセンター」に委託し、同センターにおいて、シンボルマークの使用管理を行う。

- 使用申請受付及び照会先：北海道国際ビジネスセンター
〒060-0001 北海道札幌市中央区北1条西2丁目北海道経済センタービル1階
TEL 011-251-2700 FAX 011-251-2629
HP <http://www.dousanhin.com/hibc/>
- 受付開始：平成22年6月7日（月）【予定】
- 承認基準：農林水産物 ～北海道内で生産又は漁獲されたもの
加工食品 ～北海道内で製造又は加工されたもので、主な原材料あるいは特徴的な原材料として、道内農林水産物を用いたもの
- 使用料及び申請手数料：無料（ただし、マークの商品への印刷等表示に係る経費は申請者負担）

【担当】 経済部 商工局 商業経済交流課

貿易経済交流グループ 佐藤・高田

外線：011-204-5342 内線：26-655



北海道産
PRODUCED IN HOKKAIDO, JAPAN

《コンセプト》

アジアの北にある北海道には美しい冬景色があります。
そして豊富な農産物、海産物があります。
それらは安全で安心です。
それは北海道がクリーンだから。
北海道の食品は、世界の人々の生活を豊かにします。

- マーク全体は、北海道の形をデフォルメしたもので、白く柔らかな雪とクリーンな空気を表しています。
- マークの中のブルーはきれいな水と海産物、グリーンは自然と農産物、赤は恵み、花、人の温かさを表しています。